

# 「介護保険」のお話

40歳以上のみなさんが加入者となって保険料を出し合っている介護保険。これは、身体機能が低下してきている方、家事や身支度に支援が必要な方、寝たきりや認知症により介護が必要な方が、生活を続けていくために必要なサービスを受け、安心して暮していくためのしくみです。サービスを利用するためには、要介護認定の申請をして、要介護1～5、要支援1・2のいずれかの認定を受ける必要があります。

介護保険の申請は、さくら館や出張所でも申請可能です。自分や家族が申請できない場合は、箱根町地域包括支援センター(☎85-3002)が代行します。

## 申請手続きから介護度の決定 ～サービス利用までの流れ

40～64歳は、老化が原因とされる特定の病気の場合、申請できません。対象になるかは、主治医に要相談。

**申請** 町の窓口で要介護認定の申請をします。申請を受理すると、町から必要な調査を行い、審査会で介護度を決定し、通知します。

### 要介護1～5

- 施設に入所したい方は、施設へ直接お問い合わせください。
- ※介護度によって入所できない施設があります。

在宅生活を続けながらサービスを受けたい方は、計画書の作成が必要です。※計画書は、専門員が作成します。

施設一覧は、結果と共に送ります。

専門員がいる事業所一覧を結果と共にお送りします。自分で選んで連絡します。

### 要支援1・2

- 在宅生活を続けながらサービスを受けたい方は、計画書の作成が必要です。
- ※計画書は、地域包括支援センターにて作成します。

箱根町地域包括支援センター  
(電話 85-3002)

### 非該当

- 介護保険サービスは受けられません。町や地域で行われる健康づくり行事に参加し、生活機能の維持・向上に努めましょう。

町主催の行事は、保健だよりや広報紙でご確認ください。

## 介護保険サービスの種類

### ●在宅サービス●

生活支援、医療や看護、自宅の改修工事、福祉用具のレンタル・購入、デイサービス、リハビリテーション、短期間の宿泊など



### ●施設・居住サービス●

介護保険の施設や有料老人ホームなど



## 町民の方のみが利用できるサービス

### 知っていますか? 地域密着型サービス



住み慣れた箱根町での生活を続けるために、町の特性に応じたサービスを受けることができます。町内には、24時間ヘルパーや看護師が対応可能なサービス、認知症の方の共同生活の場、デイサービスや泊まり、ペルパーなどの生活支援がまとめて受けられる施設があります。

## <困ったときの相談窓口>

箱根町地域包括支援センターでは、介護のこと、健康や病気に関すること、日常生活におけるちょっとした不安や悩みなど、高齢者の方のさまざまな相談に応じています。気軽に相談してください。☎85-3002

(問い合わせ先) 健康福祉課 介護保険係 ☎85-7790

## 平成28年度 女性の健康セミナーについて 不妊治療で妊娠を望んでいる方のために

不妊治療をしている方が、抱える不安などを軽減するためのセミナーです。

**日時** 10月27日(木)14時～16時  
**場所** 小田原保健福祉事務所 集団活動室

**内容** 女性の健康セミナー「私のライフプランと不妊治療」

**講師** 不妊相談助産師 割田節子

**対象** 不妊治療で妊娠を考えている方

**予定人数** 先着40人

**持ち物** 筆記用具

**照会・申込先** 小田原保健福祉事務所

☎0465-32-8000 内線3239 / FAX 0465-32-8138

## シルバー人材センターで働きませんか。

皆さんの豊富な知識や経験、技術をぜひ生かしてください。  
**対象** 60歳以上で健康で働く意欲がある方  
※事前にシルバー人材センター

に登録が必要です。  
**主な仕事**  
・施設の管理 ・駐車場の整理  
・網戸の張替 ・家具の移動、片付け ・庭の手入れ など  
また、併せて仕事を頼みたい方も募集しています。何か手伝いが必要なことや依頼したい仕事がありましたら、気軽に相談してください。

**照会先** 町シルバー人材センター (やまなみ荘内)  
☎82-5115 (9時～16時)



## 10月17日(月)～23日(日) は行政相談週間

行政相談週間行事の一環として、行政相談委員会が中心となり行政相談所を開設します。(申込不要)

**日時** 10月18日(火) 13時30分～15時30分  
**場所** 社会教育センター  
**内容** 国の行政機関の業務、公団や公庫などの特殊法人、独立行政法人、国の補助に係る業

務、県および市町村が国から法定受託している業務などに関する相談  
**相談員** 行政相談委員(相馬満村上ちず子)  
※行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情の相談に応じ、相談者に必要な助言や関係機関へ苦情を通知するなど、問題の解決を促します。

**照会先**  
□総務防災課(町民係) ☎85-7160  
□総務省神奈川行政評価事務所 行政相談課 ☎0570-090110

## 休日収納・収納相談窓口を開設

**日時** 10月23日(日) 8時30分～17時15分

**場所** 役場本庁舎2階税務課 ※役場開庁日の業務時間内においても、相談窓口を設けていますので、気軽に相談してください。

●納付できる税目など  
・町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税)  
**照会先** 税務課(収納係) ☎85-9573

## 平成27年度の行財政改革の取組状況をお知らせします

町では、「箱根町行財政改革アクションプラン」(平成27～31年度)に基づき「自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革」を基本理念に、町民サービスの向上と効率的な行財政運営の推進を図るため、45件の推進項目に取り組んでいます。

平成27年度に取り組んだ行財政改革の成果と取組みの概要についてお知らせします。

なお、詳しい資料は、役場本庁舎3階企画課及び出張所窓口にて報告書を置いてあります。また、町ホームページにも報告書を掲載しています。

●平成27年度の取組みの概要  
・取組み予定40項目に対し、41項目取り組みました。

平成27年9月に策定した箱根町行財政改革アクションプランの45の推進項目のうち、平成27年度は計画していた40項目全てで取組みを行いました。特に「ごみ収集体制の見直し」、「レイクアリーナ箱根の運営見直し」、「消防職員の定数削減」など翌年度以降に効果が見込まれる取組みが進みました。さらに、厳しい財政状況を踏まえて、

平成28年度から取り組むこととしていた5項目のうち「入湯税納期内納入事務取扱交付金の廃止」を1年前倒しで取り組みました。

・取組みによる効果額は、3億3,222万円となりました。平成27年度の取組みによる効果額は3億3,222万円となり、平成27年度効果目標額204万円を大きく超えることができました。この要因は、「ふるさと納税の促進」の2億9,378万円と「未利用土地の売却促進」の3,526万円による効果額が大きいことによります。

**照会先** 企画課 ☎85-9560 / FAX 85-7577  
☐web\_tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

## 乳がん検診取扱医療機関の変更(お知らせ)

9月30日をもって、間中病院(小田原市本町4-1-26)での乳がん検診の取扱いは中止されました。なお、マンモグラフィ併用検診のほか、視触診のみでの検診も取り扱っていただけますのでご注意ください。

**照会先** さくら館 ☎85-0800